

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(令和三年一二月二四日法律第八六号)(衆)

一、提案理由(令和三年一二月一五日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、令和四年一月一日から七月三十一日までの間、国会法第三十五条の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、歳費法第一条に規定する歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和三年一二月二〇日)

○福岡資麿君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の歳費の月額について、令和四年七月三十一日までの間、二割削減する措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の内容は後刻会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会を代表して東徹理事より賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。